

外務省『竹島』批判

内 藤 正 中

(元鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所所長・島根大学名誉教授)

Criticisms of the Ministry of Foreign Affairs "Takeshima"

NAITO Seichu

キーワード：領土紛争 (territory disputes)

竹島=独島 (Takeshima Island)

日朝関係史 (history of Japan-Korea relations)

は じ め に

日本外務省は、2000年2月に『竹島一竹島問題を理解するための10のポイント』と題した14ページのパンフレットを発行した。編集は外務省北東アジア課の担当である。

これまで外務省は、ホームページでその主張を述べてきていたが、今回初めて印刷物のかたちをとって刊行配布したわけである。ホームページの場合は、いつでも誰でもが自由にアクセスして見ることができる利点をもつているが、改訂が容易であるため、いつ改めたかがわからないという問題があった。竹島の場合でいえば、この3年間に3回の改訂が行われている。いやしくも日本政府としての見解をまとめた主張であるからには、そんなに簡単に変更されてよいわけではないはずであるが、いつの間にか改訂されているということである。印刷物であれば、記録として残るから新旧のものを比較対照することができるが、インターネットを使ったホームページは、何の記録も残らないのである。歴史の記録として過去の資料を積み上げて検討作業を進めてゆく上では、

誠に不都合極まるものと思っていた。したがって、今回、印刷物として刊行配布したことは歓迎されるべきことというべきであろう。

今回のパンフレットは、現行のホームページの内容を一部補完するかたちで作成されている。もちろん、「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土です」という「竹島領有権に関する我が国の一貫した立場」は変わらない。

しかしながら、ホームページもそうであるがパンフレットにおいても、歴史的事実の誤りがみられるし、重要な事実であるにもかかわらず、意図的に無視して欠落させているなど、見すごすことのできない問題を含む内容になっているのである。

とりわけ2005年3月の島根県議会による「竹島の日」条例制定以来、竹島問題をめぐる新しい史料の発掘紹介や、旧説をくつがえす研究の発表が行われてきたにもかかわらず、こうした研究動向にほとんど関心を払わないでましていることは極めて遺憾といわなければならない。前述したホームページの改訂にしても、部分的な語句の訂正というべきで、基本になるところの変更はしないままである。それが誤りであることが明白である以上は、早急に改訂すべきではないかと思っている。しかもここでの外務省見解が7月の文科省による学習指導要領解説書での竹島記述問題の前提になっているとすれば、事は重大である。

以下において、パンフレットの記述にそつて、そこで問題点について順次指摘してゆくことにする。

Point 1. 日本は古くから竹島の存在を認識していました。

現在の竹島は、かつて「松島」と呼ばれており、朝鮮の鬱陵島が「磯竹島」「竹島」と呼ばれていた。島の名称については、ヨーロッパの探検家等による測位の誤りにより、一時的に混乱はあったものの、各種の地図や文献からも確認で

きるといって、パンフレットは長久保赤水の『改正日本輿地路程全図』(1779年)を代表的な例としてあげている。

歴史のなかで史料的に確認できるのは、鬱陵島が11世紀に「宇流麻島」として日本の史書に記録され、それ以来では「磯竹島」と呼ばれてきていたが、17世紀に伯耆国米子町人が渡航するようになってからは、「竹島」として知られていた。これに対して現竹島は、竹島渡航の途中に発見され、竹島の属島として「松島」と呼ばれていたが、竹島渡航の限られた関係者以外には知られておらず、幕府当局者にしても1696年に竹島渡海を禁止するまでは、竹島の近くに松島（現竹島）があることは知らなかつたのである。

1667年に松江藩の齊藤勘介が著わした『隱州視聴合紀』と題する地誌がある。同書には、隱岐国の西北方に松島と竹島があることは記したが、両島は隱岐国には含まれなかつた。同書附属の地図でも島前と島後の二面だけで、松島と竹島を除外していることは、日本の版図にはみていなことを意味している。同書が「日本乾地以此州為限矣」というとき、日本の西北限は隱岐国となる。

外務省が竹島と松島を記載している地図の代表としてあげたのは、長久保赤水の『日本輿地路程全図』である。同図は1778年に幕府官許となった交通図で、松島と竹島は記載しているものの、初版では異國と同じ扱いで彩色していない。どうしてこのようなものを代表的な地図としてあげたのであろうか。外務省は何を考えているのかといいたい。

このほかの江戸時代の地図についてみれば、林子平による『三国通覧図説』(1785年)付録の「三国接壤図」では、竹島について「朝鮮の持也」と注記しているし、松島は描いていない。つまり、1696年の幕府による竹島渡海禁止令以降の時期では、竹島、松島はともに日本領内の島とは認識されていなかつたのである。伊能忠敬の地図を元にして作られた江戸時代唯一の官撰地図である『官板実測日本地図』(1867年)に、竹島、松島が記載されていないのも当然のことというべきであろう。

外務省はパンフレットで、「鬱陵島と竹島を朝鮮半島と隱岐諸島の間に適確に記載している地図は多数存在します」と記しているが、上述した地図以外には官撰では存在しておらず、竹島を日本領として古くから認識していたなどとは

いえないはずである。

Point 2. 韓国は古くから竹島を認識していたという根拠はありません。

パンフレットの記述は、ホームページと同じ内容が多いなかで、この項だけは記述を全面的に改訂して、一部の研究者が主張している説を紹介するなどという特徴がみられる。

はじめに、ホームページの記述についてみてゆく。

[韓国における竹島の認知]

1. 概説

韓国側は、朝鮮の古文献に出てくる「于山島」等の島が今日の竹島であると主張しています。しかしこの「于山島」等が今日の竹島に該当していることを確かに裏付ける根拠を見いだすことはできません。

2. 韓国側の主張

- (1) 韓国側は、朝鮮の古文献『世宗実錄地理誌』(1454年)や『新增東國興地勝覽』(1571)などの記述をもとに、「鬱陵島」と「于山島」という二つの島を古くから認知していたのであり、その「于山島」こそ今日の竹島であると主張しています。
- (2) しかし、この『新增東國興地勝覽』ですら、「于山島」と「鬱陵島」の二島説をとりつつ、一島二名の可能性を示唆する文言を含んでいます。また、その他の朝鮮の古文献には、「于山島」は鬱陵島の別名であり、そもそも同一の島を指しているとするものもあります。
- (3) さらに、朝鮮の古文献にある「于山島」の記述には、その島には多数の人々が住み、大きな竹を産する等、竹島の実状に見合わないものがあり、むしろ、鬱陵島を想起させられるものとなっています。
- (4) なお、『新增東國興地勝覽』に添付された地図には、鬱陵島と「于山島」が

別個の二つの島として記述されています。もし、韓国側が主張するように「于山島」が竹島を示すのであれば、この島は鬱陵島の東方に、鬱陵島よりもはるかに小さな島として描かれるはずです。しかし、この地図における「于山島」は、鬱陵島とほぼ同じ大きさで描かれ、さらには朝鮮半島と鬱陵島の間（鬱陵島の西側）に位置している等、全く実在しない島であることがわかります。

これに対してパンフレットでは、(1)朝鮮の古文献では、「鬱陵島」と「于山島」という二つの島を古くから認知しており、その「于山島」が現竹島であると韓国側は主張している。(2)『三国史記』(1145年)には、于山国であった鬱陵島が512年に新羅に帰属したという記述はあるが、「于山島」についての記述はない。その他の古文献中にある「于山島」の記述には、竹島の実状には合致せず、むしろ鬱陵島を思わせるものになっている。(3)『東国文献備考』(1770年)、『増補文献備考』(1908年)、『萬機要覽』(1808年)に引用された『興地志』(1656年)を根拠に、「于山島は日本のいう松島（現在の竹島）」と主張するが、『興地志』の本来の記述は、于山島と鬱陵島は同一の島としており、正しい引用ではないとする研究もある。その研究では、『東国文献備考』等の記述は、安龍福の信憑性の低い供述を無批判に取り入れた『疆界考』を底本にしていると指摘している。(4)『新增東國興地勝覽』の地図について（略、前述のホームページと同文）。

このパンフレットの記述で問題になるのは、(2)と(3)についてである。

(2)のように、『三国史記』に「于山島」についての記述があるなどということは、韓国では誰もいっていないと思う。于山島の鬱陵島については記しているが、それ以外の島についての言及はないのである。したがって、そのことをもつて、「今日の竹島は于山国に含まれていなかったとするのが、『三国史記』の記述に沿った読み方である」などという者もいるが、記述がないのは、存在するがここでは記述をしなかった場合と、存在しなかつたので記述しなかつた場合とがある。そうしてみると、言及がなく記述しなかつたことが、于山島が于山国に属していなかったと断定する根拠にはならないはずである。

(3)の『興地志』からの引用をめぐる問題では、「一島二名」説をとる論者の説にもとづいて「于山島と鬱陵島は同一の島である」というのが『興地志』本来

の記述であるとする。

だがしかし、『疆界考』(1756年)の「鬱陵島」の條には、「愚按、興地志之、一説于山、鬱陵本一島 而考諸図志 二島也 一則倭所謂松島 而蓋二島 倂是于山国也」とあり、「一説に于山、鬱陵は本一島」の文言を『興地志』から引用しつつも、諸図志の説を併せ考えると「二島也」としなければならず、一つは倭のいう松島であり、まさしく二つの島は両方ともに于山国であるとしたのである。そして『東国文献備考』(1770年)の「興地考」の記述では、「興地志之 郁陵、于山皆于山国地 于山則倭所謂松島也」と明記したのであった。わざわざ「批判する研究もあります」と、ここでだけ異説を取り上げた外務省の意図はわからない。

(4)の『新增東国興地勝覧』の添付地図についての説明は、かつて川上健三が、于山、鬱陵の二島説は実際に見たことがないものが觀念的に記したと述べていたものであるが、16世紀に作成された絵図である以上、島の位置や大きさが不正確にしか描かれなかつたのは当然のこととしなければならない。しかもこの絵図にある「于山島」を「全く実在しない島であることがわかります」と記しているのは、(3)にも関連する「一島二名説」へのこだわりを示すものというべきであろう。

要するに、「于山島」は現竹島であるとする韓国側の主張を否認したつもりでいるが、上述の説明では、到底相手を説得できるものでないことは明らかである。

Point 3. 日本は、鬱陵島に渡る船がかり及び漁採地として竹島を利用し、遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立しました。

ホームページでは、「竹島の領有」という題名をかけているが、「鬱陵島への渡海免許」の説明のなかでは、「領有」についての言及は何もしていない。ところがパンフレットでは、「こうして、我が国は、遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立していたと考えられます」と、何の論

証もなく新しい文言を加えて竹島領有権の確立を強調する。何をもって竹島領有権を確立したかについての論証がなければならない。

伯耆国米子町人の大谷甚吉と村川市兵衛の両名が、幕府から竹島への渡海免許を受け、毎年一回交替で渡航して、アワビやアシカを採取する事業を行っていた、というのが米子町人による竹島渡海事業である。

ところで、幕府が鳥取藩主宛に交付した両名への渡海免許の文書には、5月16日という日付が記してあるだけで、年号は記していない。それにもかかわらず発給年を1618年とするのは、大谷家文書にもとづく通説であって、公的記録によるものではない。最大の問題点は、免許状に署名している幕府老中とされる四名が、そろって老中になるのは1622年であるから、その年以降の発給文書にしなければならないのである。1618年であるとすれば、四名のうち二名が老中に就任しているだけであるから、1618年とするのは明らかに誤っている。1618年とする大谷家の伝承が、そのまま独り歩きをして、鳥取藩文書などにもみられるようになったことによる。なお外務省は、「1625年との説もあります」と注記しているが、それですますことができる問題ではない。

渡海免許状の文面は、伯耆国米子から竹島へ、「先年」船で渡海したことがあるから、そのように「今度」も渡航したいという申請に対し、許可したという内容になっている。ここで幕府が許可したのは、「今度」の渡海についてである。それにもかかわらず、米子町人はそれ以後も「將軍家の葵の紋を打ち出した船印をたてて」竹島への渡海をつづけたというのである。

こうしたかたちで行われた竹島への渡海事業を、外務省は「鬱陵島への渡海免許」といって怪しまない。鬱陵島といえば朝鮮の島である。その当時、空島政策をとっていたため無人の島になっていたといつても、領有権を放棄したわけではない。朝鮮領である鬱陵島への渡海を幕府が許可するというのもおかしな話である。そんなことができるはずもないのに、外務省は「鬱陵島への渡海免許」にこだわっている。外国領の島への渡海免許などできないから、幕府は新島に「竹島」という名称をつけて米子町人に渡海を許可し、そこでの排他的営業権を認めたのである。

鬱陵島をめぐって、日本では「磯竹島」と呼ぶことによって、対馬藩が領有

化を画策して朝鮮王朝と交渉したのは1614年である。それだけに、1618年に米子町人が申請してきた新島には、磯竹島とは異なる「竹島」という新しい名称が必要であった。鬱陵島に対する竹島の名称は、1693年からはじまる「竹島一件」と呼ばれる日朝交渉のなかで、「弊境鬱陵島、貴界竹島」という一名二島ということをめぐって問題になる。

かつて外務省のホームページは、米子町人が幕府から鬱陵島や竹島を拝領して渡海免許を受けたと記していた。「拝領」というのは、領主から領有権を譲渡してもらうことであるが、鬱陵島に対する領主的支配権をもっていなかった幕府が、町人に島の領有を認めるなどということは、歴史の常識では考えられないことである。

現竹島（当時の松島）についても同じである。現竹島が鬱陵島の竹島渡海の道筋にあることから、途中の船がかりとして、また漁採地として利用されたことは、十分に考えられることである。しかし、それをもって「竹島の領有権を確立した」などといえないことは明らかである。領有権を確立したという具体的な論証が必要である。

現竹島の松島については、かつて川上健三が、大谷家文書にある1661年に旗本阿部四郎五郎の斡旋によって、米子町人の松島渡海について幕府の内意を得たという記述を、「松島拝領」と誇張したことにもとづく誤りによる。後述するように、1696年1月に鳥取藩に照会するまで、幕府は松島（現竹島）の存在については知らなかったのである。当然に、現竹島の領有権を確立したなどといえるものではない。

なお、1635年の鎖国令にさいして、幕府は鬱陵島や竹島への渡航について何らの措置もとらなかったのは、幕府が鬱陵島や竹島を外国領と考えていなかつたからであるという。鬱陵島が朝鮮の島であると認識しておれば、渡海免許は外国貿易の朱印状でなければならず、日本から朝鮮への渡海は釜山への一路だけを定められていたから、竹島渡海に適用できるはずもない。幕府は、鬱陵島を竹島とすることにより、日本の国内並みの扱いにして渡航を許可したと考えなければならない。しかも航海というよりも島でのアワビやアシカの独占的営業権の許可に主眼があったのであるから、当然に鎖国令の適用外となる。し

かし1696年の「竹島一件」の結果、竹島は朝鮮の鬱陵島であることが確認され、日本人の竹島渡航は禁止となるのであった。

Point 4. 日本は17世紀末、鬱陵島への渡航を禁止しましたが、竹島への渡航は禁止しませんでした。

幕府から鬱陵島への渡航を「公認」された米子町人の両家は、70年にわたつて「竹島渡海事業」を独占的に行っていった。

ところが、1692年に鬱陵島に出かけた村川船は、多数の朝鮮人が同島に来て漁採に従事しているのに遭遇する。翌年に出漁した大谷船も多数の朝鮮人と出会ったことから、安龍福と朴於屯の両名を日本へ連行して帰った。米子で鳥取藩による取調べを終えた後、幕府の指示を受けて、両名を対馬藩から朝鮮国東萊府に送還した。同時に幕府の命を受けた対馬藩は、朝鮮人の鬱陵島への渡航を禁止するよう要求して、東萊府と交渉をはじめた。しかし交渉は、鬱陵島を日本の竹島とする日本側と、朝鮮領の島であるとする朝鮮側とが対立して、双方が合意するには至らなかった。

足かけ3年にわたる日朝両国間での交渉が結着したのは、1696のことであった。それを外務省のパンフレットは、「対馬藩より交渉決裂の報告を受けた幕府は、1696年1月、朝鮮との友好関係を尊重して、日本人の鬱陵島への渡航を禁止することに決定した」と記しているが、事実経過はこの説明とは大きく異なっている。

竹島一件（鬱陵島争界）と呼ばれているこの外交案件は、鬱陵島を竹島と呼び、日本領の島であるから朝鮮人の渡航を禁止する旨を、朝鮮側に日本が申し入れたことからはじまったものである。これに対して、朝鮮側は鬱陵島は日本でも知られている『東国輿地勝覽』にも記載されている朝鮮の島であると主張して対立した。最終的には、日本が竹島は朝鮮領の鬱陵島であることを認めることによって、日本人の渡航を禁止するという正反対の結果で終った案件であった。

その結着をもたらしたのは、外務省がいっているように、対馬藩が交渉決裂を幕府に報告したことから、幕府が朝鮮との友好関係を尊重して、日本人の渡航禁止の措置をとったというものではなかった。3年にわたる交渉経過の詳細は、対馬藩がまとめた『竹島紀事』を通じて明らかにすることができる。いまここでは、パンフレットが記す交渉結着に至る経過についてだけみてゆくことにする。

ゆきづまったく交渉を開ける方途を見出すため、対馬藩主は重臣とともに江戸に出向いて幕府と協議を行う。対馬藩はこの時、交渉決裂とは報告していない。これまでの交渉の経過を報告し、幕府の意見を求めるが、対馬藩としては「本邦竹島」の立場から竹島への朝鮮人の渡航禁止を求める方針をとることに決めている。

その一方で幕府は、竹島渡航の当事者である鳥取藩の事情聴取を行う質問を行っている。交渉結着には、この鳥取藩とのやりとりが重要であるにもかかわらず、外務省のパンフレットは完全に無視している。

幕府が発した7か條の質問に回答した鳥取藩は、竹島は因幡、伯耆両国所属の鳥取藩領ではないことを明確にした。この鳥取藩の回答によって幕府の方針は確立する。まず1696年1月9日に、竹島については鳥取藩の申請で渡海を許可したまでで、朝鮮の島を日本のものにしようというわけではない、島には日本人が住んでいるのでもないし、島までの距離も伯耆からよりも朝鮮からの方がはるかに近く、朝鮮領の鬱陵島のようである、このため幕府は、日本人の渡海を禁止することにしたと、対馬藩に伝えた。そして1月28日に、幕府は正式に竹島への渡海禁止を達した。

ただし、渡海禁止令を達したといつても、さしあたっては鳥取藩と対馬藩に対してだけ伝えられ、鳥取藩には関係者への伝達は帰国の時でよいとされていたことから、8月1日に大谷、村川両名に伝えて請書を提出させた。対馬藩は10月16日に朝鮮国東萊府に通告している。

この時の幕府の渡海禁止令は、竹島（鬱陵島）への渡航についてだけであり、松島（現竹島）についての言及はなかった。このためパンフレットは、「竹島（松島のこと）への渡航は禁止されませんでした。このことからも、当時から、我

が国が竹島を自国の領土だと考えていたことは明らかです」と、ホームページにはみられない文言をわざわざ付加している。

現竹島の松島については、先の12月24日付の鳥取藩への質問で、「竹島の外に因伯両国付属の島はあるか」と尋ねたのに対して、鳥取藩が「竹島松島其外両国に付属の島はない」と回答したことから、幕府は鬱陵島である竹島の近くに松島と呼ばれている別の島があることを初めて知るのであった。このため、改めて幕府は松島についての詳細を鳥取藩に照会することになる。こうして鳥取藩からは、松島までの伯耆国からの距離、鳥取藩領ではないこと、竹島への渡航の途中で立寄って漁をすること、因伯両国以外の者が出かけることはないなどについて回答した。

この結果、松島についても竹島とともに、幕府としては鳥取藩領の島でないことを確認し、鳥取藩領である因伯両国以外から出漁している者がいない以上は、鳥取藩の関係者にだけ竹島渡海を禁止すればよいと考えたものと思われる。竹島渡海の途中にだけ立寄る松島については、ことさら言及する必要はなかつたのである。したがって、松島への渡航禁止を明記しなかつたのは、松島については日本の島であると考えていたからであるなどということはできないのである。

この後も、1837年に幕府は竹島渡海に關係して、異国渡海禁止令を出している。

これは、前年の1836年に石見国浜田藩松原浦の会津屋八右衛門による竹島密貿易事件が摘発されたことに端を発する。会津屋は、竹島は渡航が禁止されているといって、近くの松島（現竹島）へ渡航するという名目でもって、竹島に渡海して密貿易をしていたというものである。この事件は、竹島は渡海禁止であるが、松島は禁止されておらず、何ら問題がなかった例として、川上健三以来、現竹島の日本領土説を唱える人たちによって主張してきたところである。

しかしながら、1837年の異国渡海禁止令は、竹島については「元禄の度朝鮮国へ御渡しに相成候以来渡海停止仰せ出され候場所」と述べるとともに、さらに加えて「國々の廻船等海上において異国船に出会わざる様……以来は成る

べくだけ遠き沖乗り致さざる様」にと、「遠き沖乗り」について特別の注意を喚起しているのであった。このことから当然であるが、「遠き沖乗り」でしか渡航することができない松島について、渡海禁止令から除外することができないことは明らかである。

しかも、元禄9（1696）年の禁止令が、直接渡海に關係をもつ鳥取藩に対してだけ達せられたのに対して、天保8（1837）年の禁止令は、「御料は御代官、私領は領主地頭より、浦方村町とも洩れざる様、触れ知らすべく」と、全国各地の高札上に禁止令を記して周知徹底を図ったのであった。

Point 5. 韓国が自国の主張の根拠として用いている安龍福の供述には、多くの疑問点があります。

釜山の住人である安龍福は、1693年と1696年の2回、日本に来ている。安龍福の関係史料は、日本での事件であつただけに、日本の方が多く残っている。韓国では、日本からの帰国後に捕えられた備辺司での取調べ供述が中心で、『朝鮮王朝実録』等に記録されている。韓国における安龍福研究でも、近年は韓国側の文献だけでなく、日本側の史料も利用して行われており、かつてのように、韓国側の文献だけに依拠する主張はみられなくなっている。

1693年の安龍福の来日は、鬱陵島に来て漁採をしているところを、朴於屯と一緒に捕えられ、米子町人の大谷船によって不本意ながら日本へ連行されたものであった。彼らは鳥取藩で取調べを受けた後、幕府の指示で、対馬藩によって釜山に送還された。

2度目の来日は、自らの意思でもって11人の同志とともに、朝鮮領である鬱陵島（竹島）と子山島（松島）が日本人によって侵犯されていることに抗議するため、1696年5月、隱岐を経て鳥取藩にやって来た。鳥取では2か月の滞在の後、拘留されていた湖山池を出て加露から帰国し、江原道で捕えられた。この2度にわたる来日の間での安龍福の言動については、日本では鳥取藩と対

馬藩の記録に、韓国では『肅宗実録』その他に記録されて残っている。

外務省のパンフレットは、1696年の場合だけを取上げているが、その前の1693年の連行が「安龍福問題」の出発点になっていることはいうまでもない。当然に、1693年の場合についても記さなければ、問題の正しい解明にはならないはずである。安龍福は、1693年に連行されて来日した体験から、自分は朝鮮領である鬱陵島に渡航して漁採をしていたのに、どうして日本人に捕えられ、日本に連行されなければならなかつたかというのが、彼自身が抱いた最大の疑問であり、それが1696年の抗議来日を決意させた契機になっていたのであつた。

1696年の来日は5月であった。その年の1月には、幕府として「竹島一件」を決着させ、日本人の竹島渡航を禁止する決定をした後であるから、日本人が竹島すなわち鬱陵島に渡航していないはずであるにもかかわらず、安龍福は同島で多数の日本人と遭遇した旨を述べているなど、事実とは異なつているとパンフレットは記している。しかしながら、幕府の渡海禁止令が鳥取藩によって米子町人に伝達されたのは、1696年の8月1日のことであったから、あるいはその年も例年通り2月に出帆して竹島に渡航していたかもわからないのである。したがつて、このことを代表的な例に取り上げて、パンフレットが「事実に見合わないものが数多く見られます」というのも、さらには「それらが韓国側により竹島の領有権の根拠の一つとして引用されています」とするのは、明らかな誤りであるといわねばならないのである。

また安龍福は、江戸幕府から、鬱陵島と子山島（現竹島）を朝鮮領と認める旨の書契をもらったといつてはいるが、そうした記録は日本側にはないと記している。安龍福が將軍の書契をもらったというのは、1693年のことである。鳥取藩から江戸へ送られ、幕府では好遇された上に書契をもらって帰途についたが、途中で対馬藩によって没収されたというものであるが、これらについてはいずれも事実ではない。

1696年の来日では、隱岐の代官所役人の取調べ記録である村上家文書が明らかにしているように、安龍福は「朝鮮八道之図」を示して、江原道のなかに竹島と松島、すなわち鬱陵島と子山島が属していることを主張し、両島がともに

朝鮮領であるとした。しかもそのことを日本の役人に記録させたのである。

次いで鳥取藩に行く。「朝鬱両島監税將臣安同知騎」と称して鳥取藩主に対面して抗議しようとしたが、会談は実現しなかった。しかし船中に予め用意していた「公方様」と「因幡領主」宛の書物が、鳥取藩によって没収されたことが『竹島紀事』にみられ、「公方様」宛の書状は、鳥取藩を通じて幕府に提出されたものと思われる。

それというのも、1697年2月に対馬藩が東萊府使を行った質問のなかで、「去秋、貴国人呈單の事あり、朝令に出づるか」と述べたのに対して、朝鮮側は「漂風の愚民に至りては、たとい作為する所あるも、朝家の知る所にあらず」と答えている。さらに翌年の1698年3月の文書のなかでも、「呈書の事に至りては、誠に其の妄作の罪あり」と述べている。このことからすれば、將軍宛の文書があつたことは、日朝両国ともに認めているのである。その内容については不詳であるが、安龍福が竹島と松島を朝鮮領の島であるとし、日本人の渡海に抗議したものとすることはできると思う。

安龍福の幕府なり鳥取藩への抗議の成否はともかくとして、彼が朝鮮人として初めて于山島（松島）を現実に目でたしかめ、それが鬱陵島（竹島）の属島として江原道に所属することを明確にしたのは重要である。その結果として、朝鮮国内では于山島に対する認識が具体的となり、『彊界考』（1756年）や『東国文献備考』（1770年）のなかで、「于山は即ち倭の所謂松島也」と記されるようになるのであった。

Point 6. 日本政府は、1905年竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました。

1868年の明治維新の変革とともに、明治新政府は、朝鮮国との関係のなかで、竹島、松島の問題を検討する必要に迫られる。

1870年4月、朝鮮国に派遣された外務省官員による『朝鮮国交際始末内探書』

では、「竹島松島朝鮮附属に相成候始末」という項目のなかで、「松島（現竹島）は竹島（鬱陵島）の隣りの島であり、松島については、これまでに記された史料は特にない。竹島については、元禄年間後しばらくの間は朝鮮国より居留する人を派遣していたが、いまは以前のように無人島になっている」と、調査結果を報告している。

また、太政官の正院地誌課による『日本地誌提要』（1875年）では、隠岐のところで「隠岐の小島」の合計179を「本州の属島」とした上で、それ以外に隠岐の近くに松島、竹島があると記している。このことは、両島が本州の属島でないことを意味している。

そして地籍編纂事業のなかで、島根県から「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」が提出された時、竹島とともに「外一島」とされた松島についても、「本邦関係これなき儀」と、1877年3月29日の太政官の会議は決定した。太政官は当時の日本政府最高機関であり、そこでの決定は重要な意味をもつ。

この時、「外一島」とされた松島（現竹島）については、島根県が提出した伺書に添付した「由来の概略」のなかで記してある、すなわち竹島の説明につづいて、「次に一島あり、松島と呼ぶ」として、その周囲は30町で、竹島と同じ船路にあり、隠岐からは80里の位置にある島で、樹木や竹は稀であるが、魚獣を産すると記してある。付属の「磯竹島略図」には、磯竹島（鬱陵島）とともに松島が記載してある。

こうしたことから、1880年に内務省が作成した『大日本国全図』、1881年の『大日本府県分轄図』には、竹島、松島は日本領でないとして記載されていない。また陸軍参謀局による『大日本全図』（1877年）にも、竹島、松島の記載はなく、陸軍陸地測量部の『輯製二十万分一図一覧表』（1885年）では、竹島は記載されてはいるが点線表示であり、島名は記していない。松島は記載されていないのである。海軍水路部による『寰瀛水路誌』（1883年）では、現竹島はリアンコールト列岩の名で、「朝鮮東岸及諸島」のなかで記載されることになる。

明治政府発足直後の時期である1870～1880年に、新政府として必要不可欠な地籍確定、地誌編纂の作業のなかで提起された重要な歴史について、

外務省が全く無視して顧みないでいることは、それが外務省が主張する「歴史的にも日本の固有領土である」とする説を、根本から否定するものであるだけに、見過すことができない問題といわなければならない。

1905年のリヤンコ島日本領土編入について、外務省のパンフレットは、「閣議決定により、我が国は竹島を領有する意思を再確認しました」と記す。それならば、いつ領有を確認したかが問われなければならない。1696年、1877年と領有を否認したことはあるが、確認した事実はないのである。

しかし、1905年1月28日の閣議決定文は、「他国に於て之を占領したりと認むべき形跡なく」といわれる無人島について、中井養三郎が「該島に移住し漁業に従事」していることを以て、「國際法上占領の事実あるものと認め」たことから、「本邦所属」にしたといって、無主地先占の國際法の理論にもとづいて説明しているのである。明治日本の外交戦略の基本は國際法の遵守であり、そのことを通じて近代国家として国際的に認知してもらうことが求められていた。したがって、リアンコ島の領土編入にさいしても、無主地先占の法理に即していることが明らかにされる必要があった。

リアンコ島は日本海の無人島である。しかし水がなく草木もない岩島であるから、日本政府がいっているように「移住し漁業に従事」することは不可能に近い。申請者の中井が島に渡って漁獵をしていたのは4月から8月までのアシカの漁期だけであり、仮設した小屋に10日間ばかり「仮居」していたにすぎなかつたのである。『朝鮮水路誌』には、「明治37年11月軍艦対馬ノ此島ヲ審査セシ際ハ、東島ニ漁夫用ノ蔬菜小屋アリシト云フ」「島上ニ小屋ヲ構ヘ毎回十日間仮居スト云フ」と記してある。こうした実態を「該島に移住」というわけにはゆかないのである。

つづいては、「他国に於て之を占領したりと認むべき形跡なく」といわれるような無主地であったかどうかについてである。中井養三郎が記した記録によると、中井はリヤンコ島を韓国領の島であると思っていた。中井がまとめたリヤンコ島でのアシカ漁についての「事業經營概要」のなかで、「本島は鬱陵島に附屬して韓国の所領なりと思はるるを以て、將に統監府に就て為す所あらんとし

て上京」したと述べている。中井から直接に話を聞いた松江の郷土史家の奥原碧雲も、「リヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ、同国政府に貸下請願の決心を起し」と、『竹島及鬱陵島』(1907年) のなかで記している。

リヤンコ島を韓国領の無人島であると信じ、韓国政府に貸下申請をしようとして上京、関係方面に画策していた中井に、領土編入の申請に変更させたのは、対応した政府の高官たちの説得であった。すなわち農商務省の牧朴真水産局長は、リヤンコ島は韓国領ではないのではないかと疑問を呈し、海軍省の肝付兼行水路部長は、リヤンコ島の位置は隱岐より85浬、鬱陵島よりは55浬であるにもかかわらず、出雲国多古鼻から測ると108浬であるのに対して、韓国のルッドネル岬からは118浬であるので、日本の方が10浬も近いことになる。しかも日本人が同島で漁撈をしている以上は、日本領として編入するのがよいという意見を述べる。こうして中井は、「肝付將軍断定に頼りて、本島の全く無所属なることを確かめたり」というに至る。

しかしながら、内務・外務・農商務三大臣宛に提出された「リヤンコ島領土編入並に貸下願」は、内務省で受けられず却下される。その理由は、中井自身の言葉を借りれば、「此の時局に際し、韓國領地の疑いある莫荒たる一個不毛の岩礁を収めて、環視の諸外国に我国の韓国併合の野心あることの疑いを大ならしむるは、利益の極めて小なるに反して、事体決して容易ならず」というものであった。ところが外務省で会った山座円次郎政務局長の意見では、「時局なればこそ領土編入を急要とするなり、望楼を建築し無線若くは海底電線を設置せば、敵艦監視上極めて届竟ならずや、特に外交上内務の如き顧慮を要することなし」と、時局が切迫している今こそ、リヤンコ島が果すべき戦略的役割が重要なことを強調して、領土編入を急ぐべきと説いたのであった。

このように、リヤンコ島の領土編入は、ロシア艦隊との日本海での決戦に備えて、急ぎ行われたものであった。中井のアシカ漁のためではなく、軍事的要請があったればこそ、領土編入を急ぎ強行したのである。中井の願書を受理したのは9月29日であり、その直前には鬱陵島の望楼が完成し、リヤンコ島に建設する望楼と海底電線で結ぶことになっていた。

リヤンコ島の領土編入の閣議決定は、日露戦争さなかの1905年1月28日で

あつた。すでに韓国の首都漢城は、日本軍によって軍事的に制圧され、韓国の施政全体は、日韓議定書により日本軍の指揮下におかれていた。しかも第一次日韓協約では、財政と外交の顧問に日本政府が推挙する者が雇入れられることになっていたから、韓国の外交は日本政府の意のままにおかれていた。そうした状況下であったから、リヤンコ島は韓国領ではなかろうかとする疑念があろうともそれは無視して無主地と強弁し、韓国政府と協議することもなく、日本に領土編入したことを通告することさえしなかつた。外務省のホームページは、「領土編入措置を外国政府に通告することは国際法上の義務ではない」と、わざわざ注記しているが、この場合についていえば、韓国政府のことは完全に無視していたといってよい。

さらに日本政府は、竹島の領土編入について、官報で公示することもしなかつた。僅かに島根県に訓令して、管内へ公示することを指令したことから、島根県は2月22日付で竹島が隱岐島司の所管となったことを告示し、その旨を『島根県報』で発表した。そして地元の山陰新聞は、2月24日付の記事で「隱岐の新島」と題してこれを報じたのである。これら一連の措置は、領土編入が秘密裏に行われたとはいえないにしても、国際法に照らして「有効に実施された」というには、程遠い公示の方法であったといわねばなるまい。

ところで、日本政府がリヤンコ島の領土編入を行う5年前の1900年には、韓国政府が大韓帝国勅令第41号を公布して、鬱陵島を鬱島と改め、これに竹島と石島を加えた区域に新しく鬱島郡を設置する行政的整備を行つた。そこでの竹島は現在の竹嶼であり、石島が現在の独島であるとされている。したがつて、この勅令により、独島に対する韓国領有権は明確にされたのである。

この当時、独島の名称は、日本では松島をはじめとして、リアンクール列岩、リヤンコ、ヤンコなどと呼ばれていた。鬱陵島の住民は、全羅道出身者が多かつたため、同地方の方言でトル（石）をドク（独）と発音することから、はるか彼方に望見する岩石の島をトル島と呼んでいたものが、漢字表記をするにあたって石島になったとする。発音のままなら独島である。こうしたこともあり、1904年9月25日の日本海軍新高の『行動日誌』では、鬱陵島でリアンコルド岩を見た者から得た情報ということで、「リアンコルド岩、韓人之を独島と

書し、本邦漁夫等略してリヤンコ島と呼称せり」と記しているのである。

なお、外務省のパンフレットは、「同勅令の公布前後に、朝鮮が竹島を実効的に支配してきたという事実はなく、韓国による竹島の領有権は確立していかなかったと考えられます」と記している。1900年当時、「朝鮮」は大韓帝国であり、「竹島」は松島あるいはリヤンコ島、ヤンコ島であった。この当時、韓国進出ブームのなかでガイドブックとして日本人が執筆した書物では、いずれもがヤンコ島を韓国江原道鬱陵島の属島として紹介記述しているのである。すなわち、葛生修亮『韓國通漁指針』(1903年)、岩永重華『最新韓國實業指針』(1904年)、田渕友彦『韓國新地理』(1905年)などである。独島がヤンコ島と呼ばれ、韓国領の島として位置づけられ、江原道のなかで記されていることは、韓国領有権が確立していることを意味している。なお、『韓海通漁指針』には、農商務省の牧朴真水産局長が、『最新韓國實業指針』には外務省の山座円次郎政務局長がそれぞれ序文を寄せているが、この両人は前述したリヤンコ島の日本領土編入で中心になる役割を果した人物であることを想起する必要がある。

さらに、日本領土編入後の1906年3月、島根県官員一行が竹島視察の途中、鬱陵島を訪問するが、応接した鬱島郡守沈興澤は、突然の訪問者に驚きつつも、江原道觀察使に宛て文書で報告した。そこでは「本郡所属独島」と島根県に編入された竹島について記し、郡守として独島を管轄下に掌握していることを明確にしているのであった。

Point 7. サンフランシスコ平和条約起草過程で、韓国は、日本が放棄すべき領土に竹島を含めるよう要請しましたが、米国は竹島が日本の管轄下にあるとして拒否しました。

外務省のパンフレットでは、サンフランシスコ平和条約は日本による朝鮮の独立承認を規定するとともに、日本が放棄すべき地域を定めたが、そこには竹島については、何らの言及もなかつたことから、「竹島が我が國の領土であると

いうことが肯定された」とする。

そのことを立証する資料として、1951年7月のヤン駐米韓国大使からアチソン米国務長官宛に提出した書簡と、それに対する同年8月のラスク極東担当国務次官補からヤン大使に宛てた書簡をあげる。

ラスク書簡に記してあった文面は、「ドク島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない」というものであった。この8月10日付ラスク書簡は、アメリカ政府の竹島問題に対する基本的立場となり、1か月後のサンフランシスコでの対日平和条約の領土条項に反映される。

すなわち、対日平和条約では、竹島については日本領として明記することはしなかった。そのことは、韓国からの要請に対して、韓国の領土ではないといってアメリカが拒否したためであって、日本領であることを意味するものではない。しかし日本では、「竹島を日本が保持する島として確定した」といつているが、果してそのように理解することができるであろうか。

何よりも問題になるのは、ラスク書簡のいう「我々の情報」についての是非である。「朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく」とか、「朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない」などと断言できるかどうかという疑問である。これまでみてきたように、歴史の事実は明らかに異なっているのである。

いまここでは、対日平和条約草案を作成する過程で、竹島がどのように取り扱われたかをふりかえってみる必要がある。

もともと平和条約草案では、1947年3月20日の第一次草案から、1949年11月2日の第五次草案までは、竹島は日本が放棄する島とされていたが、1949年12月29日の第六次草案において、竹島は日本領として残るものと変えられた。しかし1950年8月7日の第七次草案以降では、日本に残す島を列挙することは省略されて、1951年5月の米英共同草案として最終的にまとめられ、条約の第2条(a)となる。

問題は、1949年11月までは日本が放棄するとされていた竹島が、どうして1949年12月の第六次草案で日本領とされるようになったのか、さらに1950年8月からは、どうして日本領とすることの言及をしなくなったのか、ということである。

まず、1949年12月までの認識である。ここでは竹島=独島は韓国領であった。1946年1月29日の連合軍最高司令官覚書SCAPIN677により、独島は米軍政庁管轄下におかれるが、1948年に韓国が独立したことにより、その統治権を韓国が引き継ぎ、韓国政府が行政を及ぼす措置をとる。

ところが、1949年12月8日になって平和条約草案に竹島を日本領とするに至ったのは、駐日代表部政治顧問であったシーボルトが、竹島に対する日本の主張は正当と思われる所以竹島を日本領とし、同島に気象及びレーダー基地を設置することが安全保障の上で考えられると、アメリカ国務省に提案したからである。

この場合には、その当時の極東の情勢について考えてみる必要がある。1949年9月23日にはソビエト連邦が原爆所有を発表、10月1日には中国で親米の国民党政権に代って共産党による中華人民共和国が成立し、極東での米ソ対立の冷戦構造は緊迫する。そのなかで連合軍最高司令官マッカーサーの年頭の声明は、日本の自衛権保有を強調し、1月31日に来日した米統合参謀本部ブラッドレー議長は、沖縄と日本の軍事基地強化を発表した。次いで7月には警察予備隊の創設と海上保安庁の増強が占領軍から指令され、日本は再軍備へと進む。そして1949年11月1日には、米国務省が対日平和条約案の起草を準備中と発表する。

そうした状況下でのシーボルト提案であった。そこでは、「合衆国の利害に關係ある問題として、安全保障の考慮から」といつているように、アメリカの極東戦略のなかで竹島は位置づけられ、レーダー基地としての役割が期待されるのであった。

しかしながら、1950年4月、米国務長官顧問として対日平和条約案作成の責任者となったダレスは、これまで具体的にあげていた日本の領土範囲を簡潔にまとめるかたちをとり、竹島への言及もしないことになる。

一方、1951年4月の英國草案では、経度緯度で表示した線を日本の周囲にめぐらし、その線の内側を日本の領域とした。竹島はその線の外側に位置づけられ、日本から除外していたのである。この英國案については、1951年5月に米英両国間で協議が行われ、米英共同草案としてまとめられる。そして日本を線で囲む英國案をやめさせたことは、線の外側に竹島を位置づけることを否定したことを意味し、竹島を日本領にとどめることになったと解釈できるという者もいる。しかし、記載はすべてなくなるのであるから、直ちに竹島が日本領になったと解釈できるとするのは早計にすぎる。英國案で否定されたのは、経度緯度で線引きして囲む方式についてである。

ところで、韓国はこうしたかたちで対日講和への作業が進められていることについて知らなかった。何よりも朝鮮戦争のさなかであった。1950年6月25日に勃発した内戦は、同年10月25日には中国が参戦、翌1951年7月10日には開城で休戦会議がはじまるという激動の時期でもあった。しかしそのなかで韓国政府は、対日平和条約案に韓国としての意見を反映させる必要があると考えて、アメリカに対して11項目の要求を行う。韓国として、独島について初めて言及したのは、1951年7月19日のダレスとの間で行われた第2回面談で、ヤン駐米大使から日本が独島を放棄することを明記するように要求した。これに対する8月9日付回答が、ラスク国務次官補からの書簡である。

たしかにラスク書簡は、韓国側の主張を明確に否定した。ラスク書簡が前提にしているのは、1949年12月のシーボルト提案である。それが、日本側の一方的な情報にもとづき、当面するアメリカの利害にかかわる安全保障の見地からまとめられた内容であることは前述の通りである。

したがって、ラスク書簡を金科玉条の錦の御旗よろしく、アメリカは竹島を日本領とみている、対日平和条約によって日本の竹島保持は確定したとする外務省の姿勢は如何なものかといわなければならないのである。日本はアメリカに期待をかけ、働きかけもしてきたが、アメリカは日韓両国間の対立紛争にまき込まれたくないというのを基本の姿勢にしてきている。竹島の領有権を決めるのはアメリカでない以上、当然のことというべきであろう。

最近になってアメリカ国務省は、ガレゴス報道室長の2008年7月28日の記

者会見を通じて、日本と韓国の双方が領有権を主張しているリヤンコールト・ロック（竹島、独島）について「どちらも支持しないというのがアメリカ政府の長年の立場である」ことを明らかにした。これは、アメリカ地名委員会が、リヤンコールト・ロックを韓国領の扱いとしてきたものを、最近になって「主権未指定」に変更したことについて、何故かを韓国側が質したことによる。変更理由として、アメリカ国務省は、問題への関心が高まったことから政府機関が独自の判断で関係の記述を点検した結果、「政策との整合性をとったため」と説明したと新聞報道は伝えている（『朝日新聞』2008年7月30日）。

「主権未指定」は韓国にとっては不満であり、韓国の抗議で元に戻したという。アメリカが支持しているから竹島は日本領だとしてきた日本政府の主張は、どうなるのだろうかといいたい。パンフレットで繰返しているように、アメリカ依存で竹島問題を解決しようとしてきた日本政府は、地名委員会での改変をどのように評価するのだろうか。

Point 8. 竹島は1952年、在日米軍の爆撃訓練地域として指定されており、日本の領土として扱われたことは明らかです。

竹島が在日米軍の爆撃訓練地域に指定されたのは、1952年7月26日の日米合同委員会であるが、翌1953年3月19日には韓米合同委員会の決定により指定が解除される。

1年もたたないうちに指定が解除されたのは、日米合同委員会で指定したことを知った韓国政府が、これに抗議して1953年2月27日付で撤回を求める公輸を送ったことによる措置であった。したがって、外務省パンフレットのように、日米合同委員会で在日米軍が使用する区域として決定したことをもって、「とりもなおさず、竹島が日本の領土であることを示しています」というわけにはゆかないのである。

竹島を米軍の爆撃訓練地域に指定することをめぐっては、1952年の以前か

ら問題があつたが、それでも在韓米軍と韓国政府との間で解決されてきていた。そのことは、独島（竹島）が韓国領であることを示しているといわなければならぬのである。

独島が米空軍爆撃演習地に指定されたのは、1947年9月16日のSCAPIN1788による。そして1948年6月30日であるが、独島に出漁中の韓国漁民30余名が、米空軍機の爆撃演習で犠牲になる事件が発生する。この事件については、韓国が独立した後の1950年4月25日に、韓国政府が正式に取り上げて米空軍に抗議した。これに対して米空軍は演習目標には定めていないと回答はしたが、その後になって犠牲者に賠償金を支払うことにした。

1951年7月6日のSCAPIN2160で米軍は独島を爆撃演習場に指定、日米合同委員会も1952年7月26日に竹島として指定する。そして同年9月18日、在韓米軍の許可を得て、韓国山岳会による第2次調査団が独島に出かけたところ、米空軍の爆撃演習に遭遇して独島上陸は果せず、その事実を政府に報告した。このため韓国政府は、11月10日付で米国の駐韓大使に抗議するとともに再発防止を要請する文書を送った。これに対して、米極東軍司令官は12月24日付で、今後独島周辺では爆撃演習を実施しない旨の通報を受け、1953年3月19日の韓米合同委員会で演習地域の解除を決定するのであった。以上のような経過からすれば、在韓米軍としては独島が韓国領であることを認めた上での対処をしてきたということになる。

ところが外務省のホームページでは、韓国で上述のような事態が起つたことについては全く言及しないで、竹島（独島）を爆撃演習地域から指定を解除した理由を次のように記しているのである——「竹島周辺地域におけるアシカの捕獲、アワビやワカメの採取を望む地元からの強い要望があること、また米軍も同年冬から竹島の爆撃演習場としての使用を中止していたことから、1953（昭和28）年3月の合同委員会において、同島を演習地域から削除することが決定されました。」

何を根拠にしてこのような記述をするのかわからない。そこには、米軍が冬から竹島での演習を中止していたのは、秋以来の在韓米軍と韓国政府との独島を演習利用することをめぐるトラブルがあつたためということは、全く配慮も

されておらず、米軍が自発的に演習を中止していたような状況で記されている。地元からの強い要請があつたというのは、1952年5月20日付で島根県から外務大臣と農林大臣に宛て提出された「竹島を駐留軍の爆撃演習地より除外されたい」とする陳情書等のことと思われる。これは1952年7月26日の日米合同委員会における指定の決定直前に提出されたものである。そして指定解除にあたっては、日米合同委員会海上演習場分科会の1953年3月19日の議事録で、「竹島（リアンコールト列岩）爆撃場は今後日在米国空軍によって要求されないこと」とあるだけで、日米双方の合意を見た上で上申し、同日開催の合同委員会で承認となっている。

Point 9. 韓国は竹島を不法占拠しており、我が国としては厳重に抗議しています。

外務省のパンフレットは、「韓国による竹島の占拠は、国際法上何らの根拠のないまま行われている不法占拠」であり、「竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません」と記している。

竹島が日本の領土であるとの主張は、1905年の領土編入以来、日本のものであったというだけである。そこでは、1945年の日本の敗戦で、竹島は韓国の領有する島になったという事実が欠落している。占領軍の政策では、SCAPIN677によって、竹島は日本の行政が及ぶ範囲から除外され、さらにSCAPIN1033のマッカーサーラインによって、日本の船舶と船員は竹島から12海里以内に近づくことはできないとされた。このSCAPIN1033は、1952年4月25日に廃止となるが、SCAPIN677については廃止措置がとられなかつた。このため韓国側では、竹島（独島）について明示的な規定があるのはSCAPIN677だけであり、対日平和条約で日本領に編入すると規定されない以上は、日本から分離して韓国領としたことには変りはないと主張する。これに対して日本側では、対日平和条約の発効と同時にSCAPIN677は失効し、条約

中で竹島について言及していないのは日本領として残ったものと考えられるとする。

このため日本政府は、竹島の現状を「韓国の不法占拠」であるという。しかし何故に不法かということについては、国際法上何らの根拠のないままの占拠だというだけである。

李承晩ラインについても、「国際法に反して一方的に設定」したものとして非難する。しかし李ラインなるものは、SCAPIN1033にもとづくマッカーサーラインを継承したものである。そうであるからには、連合軍の占領政策が、日本漁船の操業を制限するために、何故にこうした規制線を設定したかについて検討してみなければならないはずである。

資材、技術、資本をすべて日本人が掌握して支配していたのが、戦前期朝鮮の漁業であった。植民地から解放されたとはいえ、韓国漁業が戦後に自立していくためには、保護育成が絶対要件であり、そのためには日本漁船の進出を阻止する規制線の設定が必要であった。それは、沿岸国の立場を考えないで、恣意的に操業をほしいままにしていた日本の漁業活動を規制すべしという国際世論を反映して実施されたものであった。だがしかし、そのマッカーサーラインに対しきえ、日本の漁業団体は対日平和条約前の早期撤廃を要請していたのである。

日本政府は、韓国が実施した李承晩ラインに対して、「公海自由の原則に反する」といって批判していた。公海自由の原則といえば聞えがよい。しかし戦後世界では、かつての時代とは異なって、沿岸国や新興国の利益を優先するという新しい原則が支配的になっていたのである。このため対日平和条約第九条で、「日本国は、公海における漁獵の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する二国及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国とすみやかに交渉を開始するものとする」と定めていた。

韓国は連合国ではなかつたが、第二十一条の受益条項によって、第九条で規定された利益を受けることができるようになっており、日韓両国間での漁業協定締結の義務が日本には課せられていた。したがって、韓国の沿岸漁業を保護すべきとする韓国政府の立場を考慮して、日本は韓国周辺地域での日本漁船の

操業を制限すること、漁業協定でそのことを明文化することが期待されていた。しかし日本側には、操業を制限する意思はみられず、韓国側は自衛措置としてマッカーサーラインを継承する何らかの対策がとられることが求められていた。それが李承晩ラインの設定であった。

日本側からすれば、李承晩ラインの設定は、たしかに一方的であったかもしれない。しかし日本側が非難してやまない「公海自由の原則に反する」「不法不当な一方的決定だ」などについては、事前に韓国政府国务院宣言等を通じて言及しているところもある。韓国側は、国際的先例に依拠しているとして、アメリカのトルーマン宣言をはじめとする具体例を列挙して、公海自由の原則に代って、沿岸国利益の尊重が原則として重視されてきていることを明らかにしている。また水域設定にあたっても、関係国の同意は必ずしも必要としない方向に変つてきていることについても言及しているのである。しかし日本では、感情的な反発だけが先行して、日本海の水産資源の保護と利用には如何なる対策が望まれるかなどの見解表明は、ほとんど今まで終始していたといつてよい。

外務省のパンフレットは、1953年7月、竹島で漁業に従事している韓国漁民に対して、「不法漁業」であるといって撤去を要求したと記している。しかし前述したように、1953年3月19日に韓米合同委員会は、独島を爆撃演習地域から解除することを決定している。そして同日に、日米合同委員会もまた竹島を演習地域から削除することを決定した。

この場合、日本とは異なって、韓国では在韓米軍の許可を得ていたにもかかわらず、独島で爆撃演習が行われたことに対して、韓国政府が抗議した結果、米軍は爆撃演習はしないと通報した上で解除決定という経過があった。そのことは、独島を韓国領と認めた上での対処であったことを示している。指定解除とともに韓国漁民は独島周辺海域に出漁したわけで、それを「不法漁業」ということができるであろうか。

韓国政府は、独島の統治を1948年に韓国が独立した時に米軍政庁から引き継いでいるのである。その独島を、1952年の対日平和条約で何の記述もしていないからといって、日本領とすることができますであろうか。1953年以降、

日韓両国の漁業者が衝突する事件が起るや、韓国では独島義勇守備隊が独島の守備に当たり、実効的占有を担当する。そして韓国の警察が警備に当たるのは1956年12月からである。

この問題をめぐっては、1953年以降、日韓両国政府間での抗議の口述書が往復されている。

Point10. 日本は竹島の領有権に関する問題を国際司法裁判所に付託することを提案していますが、韓国がそれを拒否しています。

日本政府は、1954年9月25日付口上書で、竹島の領有権問題を国際司法裁判所に付託することを韓国側に提案したが、韓国は同年10月28日、この提案を拒否した。

外務省のパンフレットは、何故に韓国側が拒否したのか、その理由について記していない。理由がわからないままでは、韓国側が逃げているとも誤解されることになる。この問題に対する韓国の立場は、独島に対する領土権は初めからもっており、この権利に対する確認を国際司法裁判所に求めなければならぬ理由はない、というものである。

しかも1951年以来はじめられた日韓国交正常化交渉では、竹島（独島）問題はタナ上げされたが、1965年に「紛争の解決に関する交換公文」が両国で取り交わされ、以下の内容での合意を得ている。すなわち、「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決するものとし、これによって解決できなかった場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする。」

この合意からすれば、竹島問題の解決方法は外交交渉によるか、調停によるしかないわけで、日本側で最近でも語られているように、直接的に国際司法裁判所に持ち込むなどということは考えられないはずのことである。

なお、外務省パンフレットでは、1954年に韓国を訪問したヴァン・フリー

ト大使の帰朝報告に、米国は竹島を日本領と考えており、本件は国際司法裁判所に付託するのが適当であるとの立場であり、この提案を韓国に非公式に行つたところ、韓国は独島の一部であると反論したとの趣旨が記されていると、わざわざ付言している。

この当時、日本外務省が米国務省の支持を得て、竹島紛争を国際司法裁判所に付託されるべきであるとする安全保障理事会の勧告を得るための働きかけを行っていたことが明らかにされている。日本側が米国に仲介者の役割を期待していたのに対して、米国はこの問題に巻きこまれたくないという姿勢をとり、両国政府が独自に話し合うべきであると、日本側に通告している。

前述した1951年のラスク書簡、そして1954年のヴァンフリート大使報告にしても、当時、日本外務省がもっぱら米国務省の権威を頼みとして、問題解決に当ろうとしていたことがよくわかる事例である。ここでわざわざもちだしているのも、外務省の竹島問題に対する姿勢がうかがえるといってよい。

しかし領土問題の解決に、第三国の積極的関与は期待できないわけで、基本は両国間の前向きの協議にかかっている。それにもかかわらず、日韓両国で合意している1965年の「紛争の解決に関する交換公文」について、全く言及していないのは理解に苦しむところである。無視してよい両国合意ではないはずである。

もっとも韓国が、独島は韓国領土であるから紛争は存在しないとする立場から、紛争解決の交換公文の対象ではないとする説もあるが、それならそれで、独島は韓国領土ではない、竹島は日本領土であることを明確に証明することが求められる。しかしながら、外務省の『竹島』パンフレットの限りでいえば、日本政府の固有領土主張は全く説得力をもたないことは、本稿の批判的検討を通じて明らかにしてきたところである。

おわりに

2008年7月14日、日本政府は中学校の学習指導要領解説書に、竹島問題を記述することを公表した。この公表に重要な役割を果したのが、2月に外務省が公刊した『竹島』パンフレットである。

学習指導要領解説書なるものは、3月の学習指導要領の改訂に伴うもので、これにより竹島について記述する教科書は大幅にふえるものと予想される。現在、竹島を取り上げている教科書は、地理が6冊中1冊、公民では8冊中3冊となっている。

これまで解説書では、北方領土については「(ロシアに)返還を求めていることなどについて的確に扱う必要がある」としていたが、今回、竹島について、「我が国と韓国との間に竹島をめぐって主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様にわが国の領土、領域について理解を深めさせることも必要である」という文言を付け加えたのである。

ただし、北方領土については、「わが国固有の領土」としているのに対して、竹島については特に記さず、「北方領土と同様」とすることで、間接的に日本の固有領土であることを教えるように求めている。

竹島が、北方領土と同じように、「我が国固有の領土」といえるかどうかは、本稿でみてきたように極めて問題である。それはともかくとして、竹島について直接的に固有領土であるとする表現を避けたのは、韓国側に対する配慮からであるといわれている。

この問題をめぐっては、韓国側から事前に「深刻な憂慮」が伝えられていたにもかかわらず、日本側としては、竹島を記述することについての方針は変えず、韓国との主張の違いに言及したり、北方領土についてのみ「不法に占拠されている」という文言を加えたりすることで、韓国側に対してはそれなりに配慮したつもりでいた。また、竹島についての記述をしなければならなかつた理由として、文部科学省の銭谷真美事務次官は、1998年の前回改訂以降で、①「我が国と郷土を愛する態度を養う」と規定した改正教育基本法が成立したこと、②学校教育での竹島をめぐる国会質問の増加や地方自治体からの要望があること、③政府が竹島に関するパンフレットを作成したことなどの変化があつたことを会見で明らかにしている。

ここで言及されている政府発行のパンフレットが、本稿で取り上げた外務省による『竹島』である。それだけに、教育現場で今後の利用が予定されているといつてよい。

しかしながら、本稿を通じて詳細を点検してきたように、その内容は余りにもひどすぎるといわなければならないものである。それにもかかわらず文部科学省は、学習指導要領解説書で、「我が国と韓国との間に竹島をめぐって主張の相違があることなどにも触れ」ることになっている。日韓両国の主張が適当に取り入れてあるとはいっても、客観的妥当性をもつ内容ではないのである。主張の相違どころか、問題を問題として意識しないまままで、パンフレットの記述にしたがって、竹島をめぐる諸問題が教育現場で教えられてゆくことに、私は危惧の念を禁ずることができないのである。

外務省のパンフレットをそのまま学校にもちこむのではなく、パンフレットを一つの教材として検討してゆく必要を私は訴えたい。その機会は多様なかたちが考えられると思う。例えば、日韓両国の学者が参加している歴史共同研究委員会の教科書小委員会で取り上げて議論を進めてゆくのも一方法でもある。韓国の李明博大統領がそのことを指示したとも伝えられているが、すでに存在しているワーキングの組織であるだけに、着手することに期待を寄せる声は大きい。

参考文献

内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』、多賀出版、2000年

内藤正中・朴炳涉『竹島=独島論争』、新幹社、2007年

内藤正中・金柄烈『史的検証竹島・独島』、岩波書店、2007年

北東アジア文化研究

第28号

2008年10月

論 説

- 外務省『竹島』批判 内藤正中……1
明治政府の竹島＝独島認識 朴炳渉……33
米国の農産物貿易構造と輸出戦略
－2000年代の動向を中心に－ 藤本晴久……51

研究ノート

- チベット自治区の歴史と帰属問題について 周建中……69

資 料

- 鳥取県民話サークル連合会の歩み 酒井董美……89
-